

船舶インシデント調査報告書

令和4年8月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和3年9月10日 05時00分ごろ
発生場所	新潟県上越市直江津港 直江津港第3東防波堤灯台から真方位242° 1,770m付近 （概位 北緯37° 12.5′ 東経138° 15.3′）
インシデントの概要	遊漁船謙信丸は、航行中、推進器に係留索が絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年11月11日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 謙信丸、9.7トン NG2-2057（漁船登録番号）、個人所有 第211-14666号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、釣り場に向け、直江津港西防波堤と沖防波堤との間の水路を約10ノットの対地速力で南西進中、船長が、増速しようとしたが、船体に振動が発生したので、停船して確認したところ、船尾の舷縁上から海面に垂れ下がっていた係留索が推進器に絡まっているのを認めた。</p> <p>本船は、船長が航行不能と判断して仲間に救助を要請し、来援した僚船により定係地にえい航された。</p> <p>船長は、出航時に船尾の係留索を後部甲板上に置いたまま、前部甲板下の物入れに収納していなかったため、同索が航行中に舷縁を越えて海面に繰り出され、推進器に絡んでしまったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、船長が船尾の係留索を後部甲板上に置いたままの状態を出航したことから、航行中に同索が船尾の舷縁を越えて海面に繰り出され、推進器に絡まり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が船尾の係留索を後部甲板上に置いたままの状態を出航したため、本船が航行中に同索が船尾の舷縁を越えて海面に繰り出され、推進器に絡まったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 船長は、出航する際、係留索を所定の場所に収納すること。